

# 歩道通行自転車の法令順守状況に関する調査

岩手県立大学 名誉教授 ○元田 良孝  
岩手県立大学 講師 宇佐美 誠史

## 1. はじめに

わが国では一般的な自転車の歩道通行であるが、世界的に見て稀であり、歩行者保護ができないばかりでなく、自転車自身が車と衝突する危険性の高い交通行動である。このため2007年からは自転車安全利用五則で車道走行が原則となったが、10年経っても未だに自転車の大半は歩道を走る。歩道上の自転車は道路交通法により徐行、歩道中央より車道側の通行、歩行者の進路を妨げるときは1時停止となっているが、殆どの者は守っていない。しかし法令順守状況についての定量的な研究は十分に行われていない。ここでは路上観測により歩道通行自転車の法令順守状況について調査を行い、自転車の歩道通行の問題点を明らかにするものである。

## 2. 観測項目

先に述べたように歩道通行の自転車には道路交通法上3つのルールがある。このうち徐行については国会答弁では時速4,5km<sup>1)</sup>であり、道路交通法解説<sup>2)</sup>によれば時速6~8kmとなっているが明確な基準はない。歩行者優先については違反が把握しにくく、事故を起こした場合くらいしか明確な違反が認知できない。この点歩道中央より車道側の通行ルールは外見で違反の有無が明確で、把握がしやすいと考えられる。このためここでは道路交通法の歩道通行3ルールの内、主に通行位置に注目して違反状況を調査することとした。

## 3. 調査方法

調査は文京区役所付近の都道436号の富坂下交差点付近西側の歩道、延長約100mの区間の観測により行った。調査地点の道路は南北方向に通っており車道4車線で歩道は両側にあり、歩道幅は3.2~3.6mで自転車通行可である。平坦でインターロッキング舗装となっていて横断防止柵はあるが植栽はない。自転車の通行状況について区役所の展望台(高さ約105m)からビデオ撮影を行い、映像を分析した。映像から歩道の中央から車道寄りを走行する自転車を順法、民地寄りを走行する自転車を違法とした。違反の認定は、調査区間をある断面で区切り、その断面通過時の自転車通行位置から判断する「断面違反」と、調査区間通行時に1回でも違反を犯したかどうかによる「区間違反」に分けた。

## 4. 調査結果

観測は2017年5月29日(月)の午前8:00から9:00に1時間行った。天候は快晴であった。観測を行っ

表-1 歩道の交通量

方向	歩行者(人)	自転車(台)	全区間通行自転車(台)
北行き	471	7	6
南行き	448	61	56
合計	919	68	62

た都道 436 号西側の歩道の交通量を表-1 に示す。交通量は調査区間のほぼ中央の断面で測定した。自転車は車道や民地との出入りがあるので、全ての車両が全区間を通行するとは限らない。全区間を通行した自転車は北行き 6 台、南行き 56 台の計 62 台であった。

自転車の違反を先に述べた定義に従い計測したところ、断面違反は 60% で、区間違反 97% となった (図-1)。区間違反が高率なのは、わずか 100m の区間でも連続してルールを守ることが難しいことを示している。

次に全区間を通行した自転車の調査区間内の所要時間から平均速度を計測した。この結果平均 12.0km/h、最高速度 17.3km/h、最低速度 7.5km/h で、8km/h 以下は 4 台であった (図 2)。従って文献 2) を基準にすると速度においても違反率は 94% と高率である。通行位置と走行速度のいずれかの違反を犯している者は 100% であった。

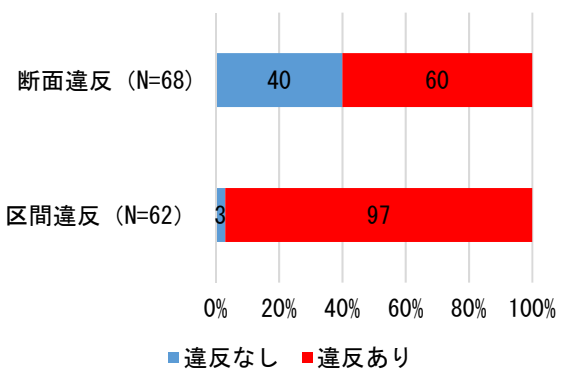


図-1 通行位置違反状況

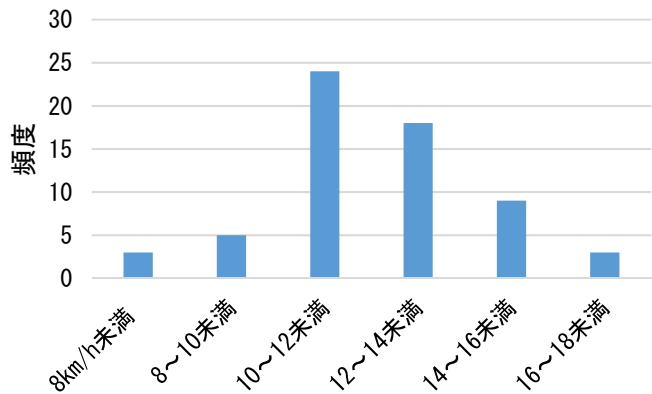


図-2 平均走行速度分布 (N=62)

### 5. おわりに

調査結果から明らかなように、歩道上を通行する殆どの自転車が違反を犯していた。違反の自転車の多くは前方の歩行者を避けるため、民地よりの空いた空間があればそこを通行することで違反が発生している。しかし法律では前方に歩行者がいれば一時停止をして避ける必要があり、歩行者がいることにより免責になるものではない。自転車の歩道上の通行 3 条件を規定している道路交通法第 63 条の 4 第 2 項は歩道上での自転車と歩行者の死亡事故を受けて昭和 53 年に規定されたもので、歩行者と自転車を歩道上で分離するための重要な条文である。しかし今まで筆者が示した<sup>3)</sup>ように、狭い上に街路樹、電柱、植栽等が占用している歩道の中央から車道よりを法律どおりに自転車で通行させることは困難であり今回の調査結果も法律の規定そのものの矛盾と欠陥を表していると考えられる。本調査で明らかになった現象は単に文京区の 1 道路区間での現象ではなく、日本全体に広く起こっていると考えられる。だからといって現状に合わせてこのルールを撤廃すれば、歩行者の安全は理屈の上からも守ることはできなくなる。歩道上での自転車と歩行者の共存は困難であり、歩行者と自転車を空間的に分けて通行させることが必要である。今後は観測地点を増やして実態をさらに明らかにしてゆきたい。

謝辞：調査に協力いただいた文京区役所に感謝いたします。

### 参考文献

- 1) 第 84 回国会参議院地方行政委員会第 12 号, 1978 年 5 月 9 日
- 2) 野下文生：執務資料 道路交通法解説, 東京法令出版, p. 648, 2010 年
- 3) 元田良孝：日本の自転車交通の混迷 - 時代遅れの道路交通法、歩道通行の大罪-, 交通安全教育、平成 28 年 8 月号